

仕 様 書

1 業務名称

26 荒廃森林整備業務

2 履行場所

大野城市大字乙金、大字瓦田、大字牛頸、牛頸1丁目、牛頸3丁目
(別紙、「26荒廃森林整備業務標準地・林分調査実施箇所一覧」のとおり)

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月18日(木)まで

4 委託内容

(1) 協定確認

<数量>

協定確認(初回) : 4件 1.59ha (うち1件市外住民)

協定確認2回目以降 : 5件 3.12ha

受託者は、発注者が提供する特定調査結果に基づき、荒廃森林に特定された森林について、森林所有者に対して、福岡県荒廃森林整備事業実施要領(平成 20 年 19 林政第 3761 号)を踏まえた上で、事業実施にかかる協定の内容を直接説明し、協定締結の確認を行うものとする。確認結果については、協定の内容を直接説明した日時、相手方の氏名住所等の情報ならびに協定締結の確認状況等を、任意の様式にて報告するものとする。また、発注者が指定した実施箇所での協定が見込めない場合は、その旨を発注者へと報告し、実施箇所について、再検討を行うものとする。

なお、発注者が昨年度までに行った「荒廃森林整備業務」において、森林所有者に対して初回の協定確認をすでに実施しており、今回2回目以降の協定確認となる森林は 3.12ha である。

(2) 境界確認

受託者は、発注者が提供する特定調査結果に基づき、荒廃森林に特定された森林のうち、境界が不明な箇所(林小班)について、境界確認に対する森林所有者からの同意の取り付け、立会等による境界確認作業を行うものとする。確認結果については、任意様式により報告すること。

(3) 標準地調査

受託者は、次の手順により標準地調査を実施するものとする。

- ①本事業の対象林分を、樹種、齢級等により林相区分し、その区分ごとに標準地を設置する。
- ②標準地の大きさは、200 m²(10m×20m)を標準とし、いずれも水平距離とする。

③標準地の設置数は、林相区分した面積の規模により次を基準に設置する。

- | | |
|------------|-------|
| ア 1ha未満 | 1箇所以上 |
| イ 1～10ha未満 | 2箇所以上 |
| ウ 10ha以上 | 3箇所以上 |

なお、標準地の設置に当たっては、発注者に標準地数や設置位置について、事前に協議するものとする。

④標準地内の成立本数、樹高、胸高直径等を計測する。

⑤標準地内の計測結果等(林況、樹種、齢級、成立本数、樹高、胸高直径等)から判断して、林相区分ごとの伐採本数を決定し、決定した伐採本数に基づき標準地内の選木調査を実施する。

なお、伐採本数は、原則として目標成立本数(スギ 900 本/ha、ヒノキ 800 本/ha)と、現在の成立本数との差とする。

⑥標準地調査の結果から、林相区分ごと及び箇所ごとの伐採木の平均胸高直径、伐採木の本数、枝落とし平均枝下高を求める。

⑦山地崩壊の発生の恐れがある傾斜角 25 度以上の急斜面における0次谷等の凹地形において、土砂流出等を防止するために、現地発生材を活用した簡易的な木柵を設置するための簡易木柵設置位置図(案)を作成する。

なお、簡易木柵の横木の長さは2m以上、高さは 30cm 以上とし、切株に固定するものとする。

(4) 選木

受託者は、本事業の対象林分において、標準地調査で決定した林相区分ごとの成立本数と福岡県荒廃森林整備事業実施要領(平成 20 年 19 林政第 3761 号)第1事業内容等1(1)に基づき、伐採木の選木を実施すること。

なお、選木に当たっては、次のことに留意すること。

- ①選木は、林相区分ごとに行うこと。
- ②林木の樹勢を十分考慮しながら選木するものとし、悪い木(被圧木、被害木、損傷木、傾斜木、曲り木、二又木、あばれ木)、並の木の順に選木すること。
- ③悪い木が集中している場合(悪い木を伐採した結果、成立本数が1ha 当たり 900 本以下となる場合)には、それを全て選木せず、残存木の配置を考慮し伐採後の林分に大きな穴があかないように注意すること。
- ④選木した伐採対象木には、テープ等で分かりやすいように目印を付けること。
- ⑤選木作業は、林地斜面の上方から等高線沿いに進め、見落としがないように注意すること。
- ⑥林縁付近は、風害等に考慮して選木すること。
- ⑦履行期間内であっても、発注者が野帳等の提出を求めた場合は、中間成果品としてこれを提出すること。

選木に当たり、当該山林が伐採木の搬出に適していると判断される場合については、間伐を実施する樹木が素材市場で販売することが可能か、素材市場への搬出経路が確保できるか等について検討し、発注者と協議の上、可能と判断した場合には、契約内

容を変更し、搬出間伐を行う。その際必要となる「造材」、「森林作業道敷設」、「搬出」ならびに「素材市場での販売」等に関する項目については、搬出にかかる協議において発注者・受託者にて確認し、契約変更時の仕様にて詳細を決定する。

なお、搬出間伐実施に当たっては、森林所有者に対し、伐倒木を搬出し、木材市場で販売する旨を説明すること。

(5) 伐倒

- ①受託者は、現地における伐採対象木(選木後、テープ等で目印を付けたもの)を伐採するものとする。
- ②受託者は、伐採に当たっては残存木を損傷しないように注意しなければならない。
また、残存木につらが巻いているときはこれを切除するものとする。
- ③受託者は、伐採木をかかり木のまま放置することなく、地面に引き落とし、安全を確認した後、次の作業を行うものとする。

(6) 枝払い、整理、筋工

受託者は、福岡県荒廃森林整備事業実施要領(平成20年19林政第3761号)に基づき、対象森林について、発注者が提供する特定調査結果のうち、下層植生の状況に応じて、「枝払い、整理」、もしくは「枝払い、筋工」を行うものとする。

①枝払い、整理

- ア 伐採後の表土流出防止のため、伐採木の枝条を切り払い、伐採木を整理(地面に接地させて固定)するものとする。
- イ 人家、公共施設などの隣接地や急傾斜地では、伐採木の下方への滑落・移動を防止するため、切り株や立木を受け止め支柱として活用する等の措置を講じ、等高線に平行に存置するなど安定した状態で、適切に処置するものとする。
- ウ 伐採木を沢地内に残置してはならない。

②枝払い、筋工

- ア 地表流の流速低減を図るため、伐倒木を等高線に平行に並べ、枝条を切り払い、切り株や立木を受け止め支柱として活用する等の措置を講じ、地面に接地させて固定するものとする。
- イ 伐倒木と地面との間に隙間が生じる場合は、必要に応じ、枝葉を詰める等、適切に処置するものとする。
- ウ 伐採木を沢地内に残置してはならない。

(7) 侵入竹伐採

受託者は、スギ・ヒノキ林の生長を阻害する侵入竹を切り倒し、林地に伏せて、整理するものとする。

(8) 簡易木柵の設置

受託者は、間伐を実施する森林において、山地崩壊の発生の恐れがある傾斜角25

度以上の急斜面における0次谷等の凹地形がある場合は、福岡県荒廃森林整備事業実施要領(平成20年19林政第3761号)を踏まえた上で、土砂流出等を防止するために、現地発生材を活用した簡易的な木柵を設置するものとする。

なお、横木の長さは2m以上、高さは30cm以上とし、切株に固定するものとする。

(9) 標識の設置

受託者は、標識の設置により、福岡県森林環境税により整備された森林であることや、伐採禁止である旨を対外的に明示すること。

なお、標識は丸板とし、鉄板ホーロー加工、直径は30cmのものとし、デザイン等詳細は発注者ならびに福岡県に確認すること。

設置場所については、なるべく道沿いで目に付きやすい場所を選定すること。

5 個人情報保護について

本業務は、重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)及び大野城市情報セキュリティに関する規程(平成16年規程第13号)に定めるもののほか、次の各号及び別記個人情報及び特定個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- (1)受託者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- (2)受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

6 支払について

- (1)受託者は、業務完了後に必要書類を提出し、発注者の行う検査に合格したときは契約金額の支払を請求することができる。
- (2)発注者は、適正な請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

7 その他

- (1)受託者の故意又は過失によって、発注者又は第三者に損害等を与えた場合は、受託者の責任においてその損害等を賠償しなければならない。
- (2)本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行い、その解決を図るものとする。
- (3)受託者は、本業務を行う際、発注者の発行する身分証を常に携帯しなければならない。

別記

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2条 この契約で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）で使用する用語の例による。

(従事者の範囲の指定)

第3条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

2 受託者は、この契約による特定個人情報を取り扱う業務に関して、発注者に対し前項で特定された従事者の名簿を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

2 特定個人情報の閲覧及び更新は、発注者の指定する場所又は受託者が管理する静脈認証等の機能を有した高セキュリティ区域内で行うものとする。

(持出しの禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために必要があるときを除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、受託者からの事前の書面による申請により、発注者の承諾があるときはこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、この契約による個人情報を取り扱わせる場合には、本特記事項と同等の内容について、当該第三者（以下「再委託先」という。）との間で契約しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却及び消去等)

第12条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体等は、業務完了後直ちに発注者に返却、消去又は廃棄等をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をするときは、物理的な破壊、溶解等の復元又は判読が不可能な方法によらなければならない。

3 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をしたときは、消去又は廃棄等をした記録を保存するとともに、発注者に対して写真等を付した消去又は廃棄等を証明する書類を交付しなければならない。

(運搬)

第13条 受託者は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実かつ適切な方法により運搬しなければならない。

(従事者への監督又は教育研修)

第14条 受託者は、従事者に対して、適切な監督を行うとともに、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し、必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第15条 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は速やかに原因究明等必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告しなければならない。

(調査)

第 16 条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関して、受託者の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

2 受託者は、前項による立ち会い又は調査を求められたときは、応じなければならない。

(指示及び報告)

第 17 条 発注者は、受託者がこの契約による業務に係る個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 受託者は、発注者が要求した場合は、年 1 回以上、この契約による業務に係る個人情報の管理状況について、書面で報告するものとする。

3 発注者及び受託者は、前項の報告を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断したときは、双方協議のうえ対応する。

(契約解除及び損害賠償)

第 18 条 発注者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(法令等の遵守)

第 19 条 前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）及び大野城市個人情報の安全管理に関する規程（令和 5 年規程第 7 号）を遵守しなければならない。

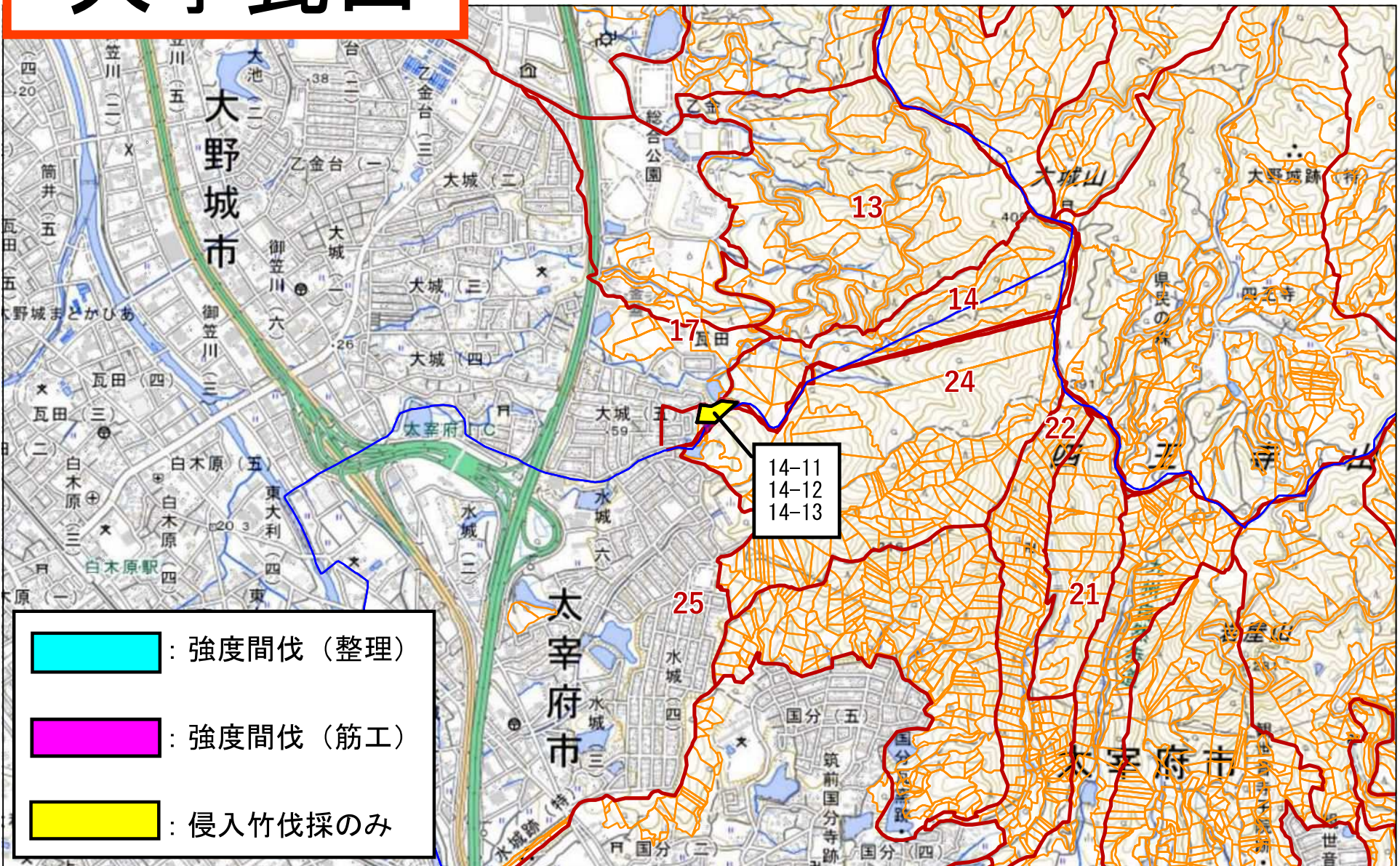
2 受託者は、特定個人情報の取扱いに関して、前項に定めるもののほか、番号利用法及び大野城市特定個人情報の安全管理に関する規程（平成 29 年規程第 4 号）を遵守しなければならない。

【強度間伐】

【侵入竹伐採】

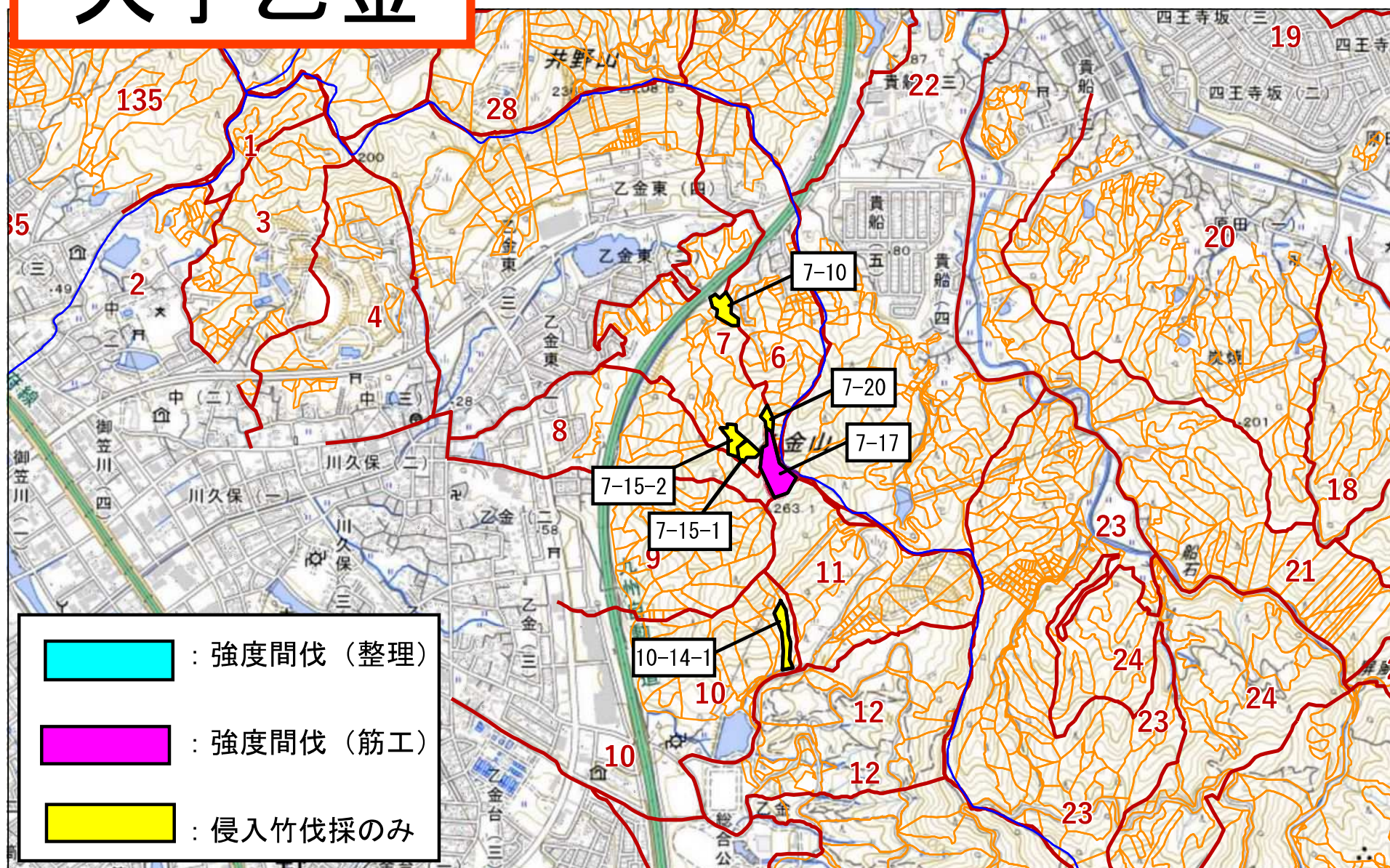
大字	地番		林小班				森林の 種類	樹種	林齢	面積 (ha)	侵入竹 伐採実施年度	回数
			林班	小班	枝番	補番						
乙金	1122	1	7	15	2		普通	ひのき	51	0.32	R6、R7	3 回目
乙金	649	1	10	14	1		未指定	ひのき	61	0.38	R6、R7	3 回目
乙金	1136		7	20			未指定	ひのき	64	0.11	R6、R7	3 回目
牛頸	564	6	38	21	2		普通	ひのき	68	0.29	R6、R7	3 回目
乙金	1122	1	7	15	1		普通	ひのき	69	0.26	R6、R7	3 回目
瓦田	3	3	14	11			県立公園普通	ひのき	69	0.13	R6、R7	3 回目
瓦田	3	4	14	12			普通	ひのき	69	0.13	R6、R7	3 回目
瓦田	3	5	14	13			普通	ひのき	69	0.10	R6、R7	3 回目
牛頸	440	1	39	6	17		未指定	ひのき	52	0.28	R7	2 回目
乙金	1114	4	7	10			未指定	ひのき	75	0.42	R7	2 回目
牛頸	2471	31	34	43			未指定	ひのき	73	0.48	-	1 回目
合 計										2.90		

大字瓦田



大字乙金

0 0.225 0.45 0.9 km S= 1:15,000



大字牛頸・牛頸1丁目・牛頸3丁目

0 0.225 0.45 0.9 km S= 1:15,000

